

教職人第 号
令和7年7月 日

府立狭山高等学校長様

教育長

大阪府公立学校教員の懲戒処分について（通知）

大阪府公立学校教員 森岡 英仁の不祥事については、別添のとおり令和7年8月1日付で懲戒処分を行うので通知します。

貴職におかれては、本件処分にかかる事務取扱いについて、下記事項に留意のうえ遺漏のないよう願います。

記

処分の効果は、不服申立て等の提起の有無にかかわらず、令和7年8月1日から発生する。